（前のページより続き）

○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同一二）

○農業協同組合の従属業務を営む会社が農業協同組合のために営む従属業務等に関する基準及び漁業協同組合等の従属業務を営む会社が漁業協同組合等のために営む従属業務等に関する基準を廃止する件（同一三）

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の効力発生に関する件（外務三五九）

本号で公布された法令のあらまし

◇新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇八号）（金融庁）

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四六号）の施行期日は、令和三年一一月二二日とすることとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三〇九号）（金融庁）

一　銀行法施行令の一部改正関係

1　親金融機関等及び子金融機関等の範囲

銀行の親金融機関等及び子金融機関等の範囲に、海外投資家等特例業務届出者を追加することとした。（銀行法施行令第四条の二の二第二項第一〇号、第四項第一号関係）

2　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　農業協同組合法施行令、信用金庫法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、労働金庫法施行令、水産業協同組合法施行令、保険業法施行令、農林中央金庫法施行令及び株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正関係

1　親金融機関等及び子金融機関等の範囲

銀行法施行令の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

2　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　親金融機関等及び子金融機関等の範囲

特定金融商品取引業者等の親金融機関等及び子金融機関等の範囲に、海外投資家等特例業務届出者を追加することとした。（金融商品取引法施行令第一五条の二八第二項第三号関係）

2　国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の整備

海外投資家等特例業務及び移行期間特例業務について、当該業務を行うに当たり届け出る事項として、法令遵守に関する業務を統括する者及び運用部門を統括する者を規定する等、所要の規定の整備を行うこととした。（金融商品取引法施行令第一七条の一三の五～第一七条の一三の九、第一七条の一六、第三八条、第三八条の二、第四二条、第四四条、附則第三項～第一三項関係）

3　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

四　預金保険法施行令の一部改正関係

1　内閣総理大臣等の承認を受けて、事前の公告及び催告を行うことにより預金者等の承諾を得ないでることができる特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転（預金等に係る契約に係るものであって、契約の条項の変更を伴うものに限る。）について、当該契約の条項として、金利、契約の期間、利息等の額の計算方法を規定することとした。（預金保険法施行令第三〇条の二関係）

2　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

五　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正関係

1　海外投資家等特例業務届出者の特定業務として、海外投資家等特例業務を追加することとした。（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第六条第九号関係）

2　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

六　信用協同組合の労働金庫への組織変更に伴う経過措置に関する政令、租税特別措置法施行令、中小企業等協同組合法施行令、金融機関の合併及び転換に関する法律施行令、特定商取引に関する法律施行令、長期信用銀行法施行令、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令及び財務省組織令について、所要の規定の整備を行うこととした。

七　この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年一一月二二日）から施行することとした。

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約（条約第一二号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とセルビア共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税について、セルビア共和国においては法人所得税及び個人所得税について適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得に対してのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）